

# 2016年度国の政策に対する 中小企業家の重点要望・提言

## 1 中小企業憲章を国会決議とし、 その内容を実現する

- (1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識し、その内容を実現するために、次のことを要望する。①中小企業憲章を国民の総意とするため、国会決議をめざす。②中小企業を軸とした経済政策の戦略立案などを進めるため、首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置する。③中小企業庁の中小企業省への昇格と中小企業担当大臣を設置する。
- (2) 中小企業憲章の理念の実現の具体化のために中小企業庁は『中小企業白書』に、中小企業憲章に関する章やその進捗状況に関する項目を設ける。

## 2 公正・公平な税制への回帰をめざして

- (1) 2017年4月からの消費税率の10%の引き上げは、再び消費の停滞を招き、不況のさらなる長期化を導くだけである。消費税率の10%の引き上げは再検討をすること。
- (2) 恒久的に所得1,500万円まで11%（資本金1億円未満）の中小法人税率の導入を提案する。
- (3) 外形標準課税の対象企業を資本金1億円以下に拡大しないこと。固定資産税・都市計画税は担税能力に応じた方式にすること。償却資産税は、免税点方式ではなく基礎控除方式とし、現行免税点（150万円）を倍程度に引き上げること。
- (4) 政府税制調査会の委員・特別委員の構成に占める中小企業者の割合（1～2名）が極端に低い。わが国経済の根底を支える中小企業の現状をその答申等に反映させるためにも、政府税制調査会の構成メンバーに中小企業の代表を増員することを強く要望する。
- (5) 事実上の法人税負担率は、大企業（資本金10億円以上と連結法人）が19.6%、中堅企業（資本金1億円以上で10億

## 中小企業家同友会全国協議会

円未満）が27.6%、中小企業（資本金1億円未満）が25.5%（2010年）、となっている。中小企業には一部軽減税率が適用されているにもかかわらず、大企業ははるかに低い税負担率となっている。速やかにこの歪みを是正し、応能負担を原則とし、そこに法人税減税の財源を求めべきである。

## 3 中小企業が地域で仕事をつくりだすための 支援の抜本的強化

- (1) 中小企業の新たな仕事づくりのため、官民が協力して必要な市場・産業を生み出す「需要創出のための中小企業政策会議（仮称）」を広範な中小企業の参加で設置する。また、地域の大学や試験研究機関などを効果的に連携させ、中小企業の開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う産業人材育成を推進する。
- (2) 「平成26年度補正 ものづくり・商業・サービス革新事業」の実施に際して、不採択理由の開示を求める企業に対する個別伝達を行うこと。事業の採択にあたっては、相応の事由があり、当会としてその点について意見を申し上げるものではないが、これまでの「事業」では不採択理由を確な理由を聞くことができなかった。本要請の実施を期待する。
- (3) 公共発注機関は適正価格発注に努め、中小企業への発注率を大幅に高める。分離分割発注を拡大するとともに、随意契約を活用する。また、地方公共団体の官公需において、中小企業の受注機会を増大させ、地域精通度などの適切な評価や地域維持型契約方式の導入が進められるよう支援を強める。

## 4 安心して働ける 社会保障・労働環境の整備を

- (1) 厳しさを増す不況の中での社会保険料の従業員と事業主の負担の増大は中小企業経営を直撃する。協会けんぽの財政は悪化し、保険料率は3年連続で引き上げられ、2012年度は10%（全国平均）に達する。また、大企業の健保組合や公務員の共済組合との格差も拡大している。健保組合や共済組合と協会けんぽの格差是正のため、「社会保障制度改革国民会議」報告書で提言しているように、2015年度から加入者割を総報酬割に改め、全面導入すること。協会けんぽへの国庫補助率は、2015年度以降について健康保険法の本則上限の20%へ引き上げ、中小企業の負担軽減を図ること。
- (2) 年金制度の抜本的見直しにあたっては、膨大な積立金の運用実績の情報公開を徹底して行うなど、現在の年金制度の問題点を具体的に国民に明らかにしながら、その積立金の取り崩しも含め、年金、医療、介護保険など安心して働ける社会保障制度全体をどう構築していくか、早急に提言し、国民的論議を起こしていく。
- (3) 中小企業退職金共済は、予定利回りを引き上げるなど退職金額を引き上げ、魅力あるものとする。また、共済加入企業以外で労働移動が発生した場合でも勤労者が個人単位で継続できるような制度を検討する。

## 5 東日本大震災からの復興を推進し、 地域密着で防災対策を進める

- (1) 被災地の復興では、地域経済の自立的な復興を支援し、コミュニティの再生を含む住民の住まいと暮らしの再建を重視した「人間らしい生活の復興」の理念が据えられ、新しい都市復興計画を中小企業を含む住民参加で策定し、すみやかに取り組む。
- (2) 被災地における既存企業の業態革新、新分野展開、新産業、地域に必要な起業、雇用拡大のための制度をつくる。調査などから雇用創出のヒントをつかむ。例えば、公営住宅などの低料金での提供とインキュベータ施設・店舗の提供などにより、若者の創業のリスクの低減を図りながら定着をねらう「移住創業」を推進する。

- (3) 災害公営住宅の建築計画ではこれまでの経験を十分に検討し、地域の生活、風土や伝統を踏まえたものにする必要がある。そのためには、構造は鉄筋コンクリートに限らず、木造なども視野にいれ、大規模な中高層集合住宅だけでなく、低層で小規模な住棟を取り入れるとともに、地元の中小建設業に優先的に発注する。

## 6 エネルギーシフトで 持続可能な社会を創造する

- (1) 持続可能な循環型社会をつくるため、省エネルギーと再生可能エネルギーの開発・転換及び原発の計画的廃炉化をめざす上で大きな役割を担う中小企業を位置づけ、エネルギー自立化をめざす。
- (2) エネルギー政策を大転換し、化石燃料に依存しない持続可能な社会を創造する。電力事業体制は中央集権型から地域にある資源を活用して分散型エネルギー生産の戦略を重視した体制に移行する。省エネ住宅など徹底した省エネの追求とコージェネレーションや地域冷暖房、再生可能エネルギーによる自立など都市計画が合体したエネルギーシフトを追求し、中小企業の仕事づくりにつなげる。
- (3) 木質利用を広げるとともに、オーストリアの森林活用の事例に学んで、木材活用の高層建築を可能にするように日本の建築基準の緩和を求める。戦後植栽された1,000万ヘクタールに及ぶ人工林資源の成熟に伴い、木材生産量の拡大と林業の収益性の向上を通じて、林業を産業として再生する。

## 7 経営者の個人保証によらない「ガイドライン」 の活用を進める

- (1) 「経営者保証に関するガイドライン」を重く受け止め、中小企業庁及び金融庁は窓口を設け、中小企業および金融機関の相談・苦情・調停などに応じ、本格的な紛争解決方法として専用の裁判外紛争解決手続（ADR）を設ける。
- (2) 中小企業向け貸出のうち、信用補完制度を利用できる金融機関を本来の使命からしても中小企業とともに生きる地方銀行や第二地方銀行、信用金庫、信用組合などに限ることを提案する。